

石川県公報

平成 26 年 10 月 15 日 (水曜日)

号 外

(第 87 号)

目 次

- 規 則**
- 母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則 (少子化対策監座) 1

規 則

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十三号

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(石川県組織規則の一部改正)

第一条 石川県組織規則(昭和三十九年石川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項の表第二十二号中「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に改める。

(石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年石川県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表三の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同項イ中「母子及び寡婦福祉法施行細則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」に改める。

第二条の表四の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同項イ中「母子及び寡婦福祉法施行細則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」に改める。

(石川県財務規則の一部改正)

第三条 石川県財務規則(昭和三十八年石川県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五十五条及び別表第七母子寡婦福祉資金特別会計の貸付金の項中「母子寡婦福祉資金特別会計」を「母子父子寡婦福祉資金特別会計」に改める。

(石川県住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部改正)

第四条 石川県住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の提供の方法等を定める規則(平成二十年石川県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第七項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「(同法第三十二条第一項において読み替えて適用する場合を含む。)」を「、第三十一条の六第一項又は第三十二条第一項」に改める。

(石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則の一部改正)

第五条 石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則(昭和三十九年石川県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一注8(2)及び別表第三注6(1)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「女子」を「母」に改め、「及びこれに準ずる父子家庭の世帯」を削る。

(母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第六条 母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和四十年石川県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

第一条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「母子及び寡婦福祉法施行規則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則」に改める。

第二条第一項中「(法第三十二条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)」を「、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項」に改め、同項第一号中「若しくは第三項」を「、第二項若しくは第四項」に改め、同項第二号中「事業開始資金又は事業継続資金」を「令第七条第一号、第三十一条の五第一号若しくは第三十六条第一号に掲げる資金(以下「事業開始資金」と総称する。))又は令第七条第二号、第三十一条の五第二号若しくは第三十六条第二号に掲げる資金(以下「事業継続資金」と総称する。))」に改め、同項第三号中「修学資金」を「令第七条第三号、第三十一条の五第三号又は第三十六条第三号に掲げる資金(以下「修学資金」と総称する。))」に改め、同項第四号中「技能習得資金又は修業資金」を「令第七条第四号、第三十一条の五第四号若しくは第三十六条第四号に掲げる資金(以下「技能習得資金」と総称する。))又は令第七条第五号、第三十一条の五第五号若しくは第三十六条第五号に掲げる資金(以下「修業資金」と総称する。))」に改め、同項第五号中「就職支度資金」を「令第七条第六号、第三十一条の五第六号又は第三十六条第六号に掲げる資金(以下「就職支度資金」と総称する。))」に改め、同項第六号中「医療介護資金」を「令第七条第七号、第三十一条の五第七号又は第三十六条第七号に掲げる資金(以下「医療介護資金」と総称する。))」に改め、同項第七号中「生活資金」を「令第七条第八号、第三十一条の五第八号又は第三十六条第八号に掲げる資金(以下「生活資金」と総称する。))」に改め、同項第八号中「住宅資金」を「令第七条第九号、第三十一条の五第九号又は第三十六条第九号に掲げる資金(以下「住宅資金」と総称する。))」に改め、同項第九号中「転宅資金」を「令第七条第十号、第三十一条の五第十号又は第三十六条第十号に掲げる資金(以下「転宅資金」と総称する。))」に改め、同項第十号中「就学支度資金」を「令第七条第十一号、第三十一条の五第十一号又は第三十六条第十一号に掲げる資金(以下「就学支度資金」と総称する。))」に改め、同項第十一号中「結婚資金」を「令第七条第十二号、第三十一条の五第十二号又は第三十六条第十二号に掲げる資金(以下「結婚資金」と総称する。))」に改める。

第三条の見出しを「(母子・父子福祉団体の貸付申請)」に改め、同条第二項中「法第三十二条第三項」を「法第三十一条の六第四項又は第三十二条第四項」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第六条第三項中「第四条規定により」を「第四条の規定により」に改める。

第八条中「令第三十八条」を「令第三十一条の七又は第三十八条」に改める。

第九条第一項中「法第十三条第一項」の下に「、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項」を加え、「女子」を「者」に改め、同条第二項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「名称、事務所、事業場変更届」を「名称、事務所及び事業場変更届」に改め、同条第三項中「令第三十八条」を「令第三十一条の七又は第三十八条」に改める。

第十条第二項中「願書」を「変更願」に改める。

第十一条第一項及び第四項中「女子」を「者」に改める。

第十二条第一項中「、生活資金又は特例児童扶養資金」を「又は生活資金」に、「第八号まで若しくは第三十六条第三号から第八号まで又は児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成十四年政令第二百七号。以下「改正政令」という。))附則第四条第二項」を「第五号まで若しくは第八号、第三十一条の五第三号から第五号まで若しくは第八号又は第三十六条第三号から第五号まで若しくは第八号」に改め、同条第二項中「女子」を「者」に改める。

第十三条第一項中「、生活資金又は特例児童扶養資金」を「又は生活資金」に改める。

第十四条第一項中「(法第三十二条第一項において準用する場合を含む。)」を「、第三十一条の六第三項若しくは第三十二条第二項」に改める。

第十五条第一項中「若しくは第三十七条第一項又は改正政令附則第四条第三項第二号」を「、第三十一条の六第一項又は第三十七条第一項」に改め、同条第二項中「願書」を「変更願」に改める。

第十六条中「(令第三十七条第二項において準用する場合を含む。)」を「、第三十一条の六第三項ただし書又は第三十七条第三項ただし書」に改める。

第十七条第一項中「法第三十二条第四項」を「法第三十一条の六第五項又は第三十二条第五項」に、「令第三十八条」を「令第三十一条の七又は第三十八条」に改め、同条第二項中「法第十三条第二項」の下に「、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項」を加える。

第十八条中「法第十三条第一項」の下に「第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項」を加え、「第十七条」を「前条」に改める。

第二十条の見出しを「(母子家庭(父子家庭・寡婦)日常生活支援事業開始届)」に改め、同条中「法第二十条」の下に「(法第三十一条の七第四項において準用する場合を含む。)」を加え、「第三十二条第三項」を「第三十二条第四項」に、「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業開始届」を「母子家庭(父子家庭・寡婦)日常生活支援事業開始届」に改める。

第二十一条の見出しを「(母子家庭(父子家庭・寡婦)日常生活支援事業変更届)」に改め、同条中「第九条第二項」を「第六条の十七の四又は第七条」に、「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業変更届」を「母子家庭(父子家庭・寡婦)日常生活支援事業変更届」に改める。

第二十二条の見出しを「(母子家庭(父子家庭・寡婦)日常生活支援事業廃止(休止)届)」に改め、同条中「法第三十三条第四項」を「法第三十一条の七第四項又は第三十二条第五項」に、「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業廃止(休止)届」を「母子家庭(父子家庭・寡婦)日常生活支援事業廃止(休止)届」に改める。

第一号様式中「殿」を「様」に、「女子(寡婦)」を「者又は寡婦」に、「母子(寡婦)福祉資金貸付申請書」を「母子(父子・寡婦)福祉資金貸付申請書」に、「母子(寡婦)福祉資金貸付金」を「母子(父子・寡婦)福祉資金

貸付金」に	児童又は配偶者のない女子(寡婦)	氏 名	を	児童又は配偶者のない者又は寡婦	氏 名	に
		生 年 月 日			生 年 月 日	
		住 所			住 所	
		申請者との 続 き 柄			申請者との 続 き 柄	
		修学、修業、 就職又は勤務 先の名称			修学、修業、 就職又は勤務 先の名称	

配偶者のない 女子(寡婦) となつた原因 及び年月日	(該当する原因を○で囲む。 死別、離婚、生死不明、遺棄、海外在留、精神身体の障害、 長期拘禁、未婚の母、その他() 年 月 日	を
-------------------------------------	---	---

配偶者のない 者又は寡婦と なつた原因及 び年月日	(該当する原因を○で囲む。 死別、離婚、生死不明、遺棄、海外在留、精神身体の障害、 長期拘禁、未婚の母、未婚の父、その他() 年 月 日	に	「 続き柄 」を
------------------------------------	--	---	-----------------

「 続柄 」に	他の借入金 の 状 況 (母子(寡婦) 福祉資金を含 む。)	を	他の借入金 の 状 況 (母子(父子・ 寡婦)福祉資 金を含む。)	に改め、同様注記2中「女子(寡婦)」を「者
----------------	--	---	---	-----------------------

又は寡婦」に、「就学支度資金又は特例児童扶養資金」を「又は就学支度資金」に改め、同様注記3中「女子(寡婦)」を「者又は寡婦」に改める。

第二号様式中「女子(寡婦)」を「者又は寡婦」に、「続き柄」を「続柄」に

配偶者のない女子(寡婦)となつた原因及び年月日	(該当する原因を○で囲む。)	を
	死別、離婚、生死不明、遺棄、海外在留、精神身体の障害、長期拘禁、未婚の母、その他 ()	
	年 月 日	

配偶者のない者又は寡婦となつた原因及び年月日	(該当する原因を○で囲む。)	を
	死別、離婚、生死不明、遺棄、海外在留、精神身体の障害、長期拘禁、未婚の母、未婚の父、その他 ()	
	年 月 日	

縦川中巻紙母「母子(寡婦)福祉資金貸付金」を「母子(父子・寡婦)福祉資金貸付金」と改める。

縦川中巻紙の11母	受診者	氏名	続柄	(年 月 日生 歳)	を
			男・女		
		住所			

受診者	氏名		性別	男・女	を「殿」を「様」と改める。
	生年月日	年 月 日生 歳	続柄		
	住所				

縦川中巻紙母「殿」を「様」と「理事」を「役員」と「母子(寡婦)福祉資金団体貸付申請書」を「母子(父子・寡婦)福祉資金団体貸付申請書」と「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と

貸付年月日及び番号	を	※貸付年月日及び番号	を「女子」を「者」と「者(寡婦)」を「もの又は寡婦」と
-----------	---	------------	-----------------------------

母子(寡婦)福祉資金借入金	を	母子(父子・寡婦)福祉資金借入金	を「もの(寡婦)」を「もの又は寡婦」と改める。
---------------	---	------------------	-------------------------

縦十11中巻紙母「殿」を「様」と「母子(寡婦)福祉資金借用書」を「母子(父子・寡婦)福祉資金借用書」と「母子(寡婦)福祉資金を」を「母子(父子・寡婦)福祉資金を」と「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と「年3%」を「年 %」と「円あて」を「円ずつ」と改める。

縦十11中巻紙母「殿」を「様」と「理事」を「役員」と「母子(寡婦)福祉資金借用書」を「母子(父子・寡婦)福祉資金借用書」と「母子(寡婦)福祉資金を」を「母子(父子・寡婦)福祉資金を」と「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と「年5%」を「年 %」と「円あて」を「円ずつ」と改める。縦巻紙知事母「理事」を「役員」と改める。

縦十15中巻紙母「母子(寡婦)福祉資金貸付調書」を「母子(父子・寡婦)福祉資金貸付調書」と

住居の状況	自家	借家	間借り	アパート	母子生活支援施設	を
	母子住宅					

住居の状況	自家	借家	間借り	アパート	母子生活支援施設	を改める。
	公営住宅					

縦十16中巻紙母「殿」を「様」と「母子(寡婦)福祉資金貸付申請書」を「母子(父子・寡婦)福祉資金貸付

申請書」と	就職支度資金	通	通	児童扶養資金	通	通	を
	療養資金	通	通	合計	通	通	

就職支度資金	通	通				を改め、同様式注高4母
医療介護資金	通	通	合計	通	通	

「と寡婦福祉資金」を「、父子福祉資金及び寡婦福祉資金」に改める。

第十九号様式中「殿」を「様」に、「母子(寡婦)福祉資金団体貸付事業実績報告書」を「母子(父子・寡婦)福祉資金団体貸付事業実績報告書」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

第二十号様式中「殿」を「様」に、「母子(寡婦)福祉資金」を「母子(父子・寡婦)福祉資金」に改める。

第二十一号様式中「殿」を「様」に、「名称、事務所、事業場の変更届」を「名称、事務所及び事業場変更届」に、「母子(寡婦)福祉資金」を「母子(父子・寡婦)福祉資金」に、「事業に係る事務所、事業場及び名称」を「母子・父子福祉団体の名称・事務所・事業場」に、「お届けします」を「届け出ます」に改める。

第二十二号様式中「殿」を「様」に、「母子(寡婦)福祉資金」を「母子(父子・寡婦)福祉資金」に、「承認方お願いいたします」を「願い出ます」に改める。

第二十三号様式中「殿」を「様」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子(寡婦)福祉資金」を「母子(父子・寡婦)福祉資金」に改める。

第二十五号様式中「殿」を「様」に、「母子(寡婦)福祉資金」を「母子(父子・寡婦)福祉資金」に

就学状況	(学校名) (部 科 年在学)	(氏 名)	を
休学年月日	年 月 日		
休学期間	年 月 日から 年 月 日まで		

就学状況	(学校名) (部 科 年在学)	(氏 名)	に改める。
休学年月日	年 月 日		
休学期間	年 月 日から 年 月 日まで		

第二十六号様式から第二十八号様式までの規定中「殿」を「様」に、「母子(寡婦)福祉資金」を「母子(父子・寡婦)福祉資金」に改める。

第二十九号様式中「殿」を「様」に、「届 人」を「届出者」に、「母子(寡婦)福祉資金」を「母子(父子・寡婦)福祉資金」に、「続き柄」を「続柄」に改める。

第三十号様式から第三十二号様式までの規定中「殿」を「様」に、「母子(寡婦)福祉資金」を「母子(父子・寡婦)福祉資金」に改める。

第三十四号様式中「殿」を「様」に、「母子(寡婦)福祉資金」を「母子(父子・寡婦)福祉資金」に、「続き柄」を「続柄」に改める。

第三十七号様式、第四十号様式及び第四十一号様式中「殿」を「様」に、「母子(寡婦)福祉資金」を「母子(父子・寡婦)福祉資金」に、「円あて」を「円ずつ」に改める。

第四十一号様式中「殿」を「様」に、「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業開始届」を「母子家庭(父子家庭・寡婦)日常生活支援事業開始届」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業を」を「母子家庭(父子家庭・寡婦)日常生活支援事業を」に改める。

第四十二号様式中「殿」を「様」に、「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業変更届」を「母子家庭(父子家庭・寡婦)日常生活支援事業変更届」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「付け 第 号」を「付け」に、「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業を」を「母子家庭(父子家庭・寡婦)日常生活支援事業を」に改める。

第四十四号様式中「殿」を「様」に、「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業廃止(休止)届」を「母子家庭(父子家庭・寡婦)日常生活支援事業廃止(休止)届」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「付け 第 号」を「付け」に、「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業を」を「母子家庭(父子家庭・寡婦)日常生活支援事業を」に改める。

第四十五号様式中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

第四十六号様式中「殿」を「様」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「女子(寡婦)」を「女子又は寡婦」に、「続き柄」を「続柄」に改める。

(石川県母子福祉センター条例施行要領の1編改定)

第七条 石川県母子福祉センター条例施行規則(昭和六十二年石川県規則第十五号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

石川県母子・父子福祉センター条例施行規則

第一条中「石川県母子福祉センター条例」を「石川県母子・父子福祉センター条例」に改める。

第二条中「石川県母子福祉センター」を「石川県母子・父子福祉センター」に改める。

別記様式第一号中「石川県母子福祉センター指定管理者指定申請書」を「石川県母子・父子福祉センター指定管理者指定申請書」に、「石川県母子福祉センターの」を「石川県母子・父子福祉センターの」に改める。

別記様式第二号中「石川県母子福祉センター使用申込書」を「石川県母子・父子福祉センター使用申込書」に、「石川県母子福祉センター指定管理者」を「石川県母子・父子福祉センター指定管理者」に、「石川県母子福祉センターを」を「石川県母子・父子福祉センターを」に改める。

別記様式第三号中「石川県母子福祉センター使用承認書」を「石川県母子・父子福祉センター使用承認書」に、「石川県母子福祉センター指定管理者」を「石川県母子・父子福祉センター指定管理者」に、「石川県母子福祉センターの」を「石川県母子・父子福祉センターの」に改める。

(石川県産業展示館条例施行規則の一部改正)

第八条 石川県産業展示館条例施行規則(昭和四十七年石川県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表使用者の欄第十号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

別表支出先又は支出の目的の欄中「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

(石川県訓練手当支給規則の一部改正)

第九条 石川県訓練手当支給規則(昭和四十一年石川県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第九号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則の規定に基づき作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。